

令和6年度いばらきグローバルビジネス推進事業（県産品販路開拓支援・香港）
業務委託契約書（案）

いばらきグローバルビジネス推進協議会 会長_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、令和6年度いばらきグローバルビジネス推進事業（県産品販路開拓支援・香港）業務の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、令和6年度いばらきグローバルビジネス推進事業（県産品販路開拓支援・香港）業務（以下「委託事業」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託事業の実施）

第2条 乙は、委託事業の実施にあたっては、甲の定める令和6年度いばらきグローバルビジネス推進事業（県産品販路開拓支援・香港）業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて実施しなければならない。

- 2 前項のほか、乙は、委託事業の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。
- 3 乙は、この契約締結後、速やかに事業実施計画書（様式第1号）を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

（委託期間）

第3条 この契約の委託期間は、委託契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

（委託料等）

第4条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託料」という。）として、金_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

- 第5条 甲は、委託事業が終了し、その額が確定した後、乙からの請求書を受領した日から30日以内に、委託料を支払うものとする。ただし、振り込み手数料は甲の負担とする。
- 2 甲の責めに帰する事由により前項の期限内に支払がなかった場合は、乙はその請求金額につき、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
 - 3 甲は、必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、委託料の90%を限度として、乙の請求により概算払ができる。
 - 4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第6条 茨城県財務規則第138条第2項第6号の規定を準用し、契約保証金は免除する。

（業務完了報告）

第7条 乙は、委託事業を完了したときは、業務完了報告書（様式第3号）を委託事業終了の日から14日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第5条第3項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

（検査及び委託料の額の確定）

第8条 甲は、前条の規定により、乙から前条に規定する業務完了報告を受けたときは、遅滞なく当該事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうか検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、業務完了報告書等について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。

(過払金等の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が、前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(再委託の制限)

第10条 乙は、委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(委託事業の中止等)

第11条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の変更又は解除を行うものとする。

3 前項の規定により契約の変更又は解除があったときは、甲は、既に支払った金額の全額又は一部の返還を請求することができる。

(委託事業の変更)

第12条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、費目の区分の金額の20%以内の増減の場合は、この限りでない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約の変更又は解除があったときは、第11条第3項の規定を準用する。

3 当該解除によって生じた損害については、甲はその責めを負わないものとする。

(実施状況の調査等)

第14条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託事業の実施状況について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から委託事業の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(帳簿等の保存)

第15条 乙は、委託事業に係る経費について、収入額及び支出額を記載し、金額の出納を明らかにした帳簿及び関係書類を整備しておかなければならない。

2 乙は、前項に係る帳簿・書類等を事業完了の翌年度から起算して5年間は保存するものとする。

(秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、委託事業の実施に関して、知り得た事実（法人情報を含む）を第三者に洩らしてはならない。

2 前項の規定については、本契約終了後もなお、その効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別紙特約事

項を遵守しなければならない。

(著作権)

第18条 乙がこの委託事業により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

(協議)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(特約条項)

第20条 この契約に定める事項以外の特約条項は別紙に定めるとおりとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
いばらきグローバルビジネス推進協議会
会長

乙

別紙

特約事項

1 委託者及び受託者の責務

委託事業を実施するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に充分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事業を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 不要情報の廃棄

委託事業の実施の過程で得た個人情報は、その者に係る事業が完結した年度から10年を経過したときは、速やかに廃棄すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を実施するために収集、作成した個人情報は、委託事業を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し又は第三者に提供しないこと。

5 個人情報についての事故の報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに相手方に報告し、その指示を受けること。

様式第1号（第2条第3項関係）

年　月　日

いばらきグローバルビジネス推進協議会 会長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名

令和6年度いばらきグローバルビジネス推進事業（県産品販路開拓支援・香港）業務委託に係る事業実施計画書

年　月　日付で締結した令和6年度いばらきグローバルビジネス推進事業（県産品販路開拓支援・香港）業務委託契約書第2条第3項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業実施計画書・・・・・・・・・・・・ 別紙1

2 収支予算書・・・・・・・・・・・・ 別紙2

事 業 実 施 計 画 書

1 事業内容及び事業実施方法

(1) 協議会及び支援対象事業者との総合調整

(2) 支援対象事業者選定に向けた情報提供等

(3) 販路開拓に向けた商品の分析等

(4) 商品サンプルの輸送及び保管等

(5) 現地ディストリビューター等と連携した通年での営業活動

(6) 茨城県へのバイヤー招へい及び商談機会創出

(7) IBARAKI EXPORTS 活用提案

(8) 海外派遣職員及び県事業等との連携

(9) 出張者のアテンド等

2 その他

収支予算書

1 収入

(単位：円)

項目	金額	摘要
委託料		
合計		

2 支出

(単位：円)

項目	金額	摘要
消費税		
合計		

様式第2号（第5条第4項）

年　月　日

いばらきグローバルビジネス推進協議会 会長 殿

所在地

団体名

代表者名

概 算 払 請 求 書

令和6年度いばらきグローバルビジネス推進事業（県産品販路開拓支援・香港）業務委託契約書第5条第4項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

- 1 委託料
- 2 概算払請求額
- 3 残額
- 4 概算払を必要とする理由
- 5 振込口座

金融機関名	銀行	支店
預金の種類	1 普通 2 当座 3 その他 ()	
口座番号		
フリガナ 口座名義		

様式第3号（第7条関係）

年　月　日

いばらきグローバルビジネス推進協議会 会長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名

令和6年度いばらきグローバルビジネス推進事業（県産品販路開拓支援・香港）業務委託に係る業務完了報告書

年　月　日付けで受託した標記事業が完了しましたので、令和6年度いばらきグローバルビジネス推進事業（県産品販路開拓支援・香港）業務委託契約書第7条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 委 託 料 円

2 事業の実績

- (1) 実績報告書・・・・・・・・・・・・ 別紙1
- (2) 収支決算書・・・・・・・・・・・・ 別紙2

実 績 報 告 書

1 事業内容及び事業実施方法

- (1) 協議会及び支援対象事業者との総合調整
- (2) 支援対象事業者選定に向けた情報提供等
- (3) 販路開拓に向けた商品の分析等
- (4) 商品サンプルの輸送及び保管等
- (5) 現地ディストリビューター等と連携した通年での営業活動
- (6) 茨城県へのバイヤー招へい及び商談機会創出
- (7) IBARAKI EXPORTS 活用提案
- (8) 海外派遣職員及び県事業等との連携
- (9) 出張者のアテンド等

2 その他

収支決算書

1 収入

(単位：円)

項目	金額	摘要
委託料		
合計		

2 支出

(単位：円)

項目	金額	摘要
消費税		
合計		